

取組事例紹介

障がいのある人の地域生活支援体制構築事業について

北見市 保健福祉部 障がい福祉課

課長 水 落 茂 樹

ア 地域生活支援拠点等について

拠点等は、障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」に備えるとともに地域移行を進めるため、重度障がいにも対応できる専門性を有し、地域生活において、障がいのある人やその家族の緊急事態に対応を図るもので、具体的に2つの目的を持ちます。

- ① 緊急時の迅速確実な相談支援の実施、短期入所等の活用
⇒地域における生活の安心感を担保する機能を備える
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元からグループホーム、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を整備
⇒障がいのある人の地域での生活を支援する。

拠点等に必要な5つの機能

- | | |
|-----------|--------------|
| ①相談 | ②緊急時の受け入れ・対応 |
| ③体験の機会・場 | ④専門的人材の確保・養成 |
| ⑤地域の体制づくり | |

※国は、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

イ 検討の経過

平成 30 年 5 月 障害支援区分認定審査会を共同設置している、北見市、訓子府町、置戸町の 1 市 2 町で「北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会」を立ち上げ。

先進地視察、1 市 2 町の社会資源調査、住民アンケート（将来的なサービス利用の意向はあるものの具体的な検討には至っていないことが明らかに。）

必要な 5 つの機能について、地域の社会資源の有機的な連携を図ることにより、多機能拠点整備型＋面的整備型で整備することとした。

多機能拠点整備型は、例えばグループホームと相談支援事業など複数機能を集約した整備方式。面的整備型は地域の複数の機関が分担して機能を担う整備方式

平成 31 年 2 月 北見地域定住自立圏の中心市宣言

平成 31 年 3 月 中心市宣言を踏まえ、美幌町、津別町を加えた 1 市 4 町が今後のスケジュール等について協議を行う。

令和元年 6 月 「北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会」に美幌町、津別町が参画

令和 2 年 4 月 拠点等整備関連事業開始

令和 3 年 4 月 拠点等の総合相談窓口である基幹相談支援センターの運営開始

北見地域の地域生活支援拠点等整備イメージ

(「併用整備型(多機能拠点整備型+面的整備型)」)

★拠点整備のポイント

■支援体制構築に向けた課題

- ・発達障がい診断できる医師が不足
- ・医療的ケアを必要とする重度障がい児者に対応できる支援体制が不足
- ・地域の支援体制整備に向けた企画調整機能を担う機関が不足

1. 整備方法

- ・併用整備型(多機能拠点整備型+面的整備型)
- ・第一多機能拠点(北見市内設置)
障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として「日中サービス支援型グループホーム」を新設。
また、拠点の総合相談窓口として「基幹相談支援センター本体」を設置し、5つの機能を併せ持つ拠点とする。
- ・第二多機能拠点(美幌町内設置)
医療的ケアが必要な重度障害児者の受入が可能な当該地域では中核的な施設。
また、発達障がい者への支援機能を拡充するとともに、「基幹相談支援センターサテライト」を設置し、4つの機能を併せ持つ拠点とする。
- ・面的整備
既存の医療機関や福祉事業所等の中から、有機的な結びつきが期待できる事業所等を拠点として指定。

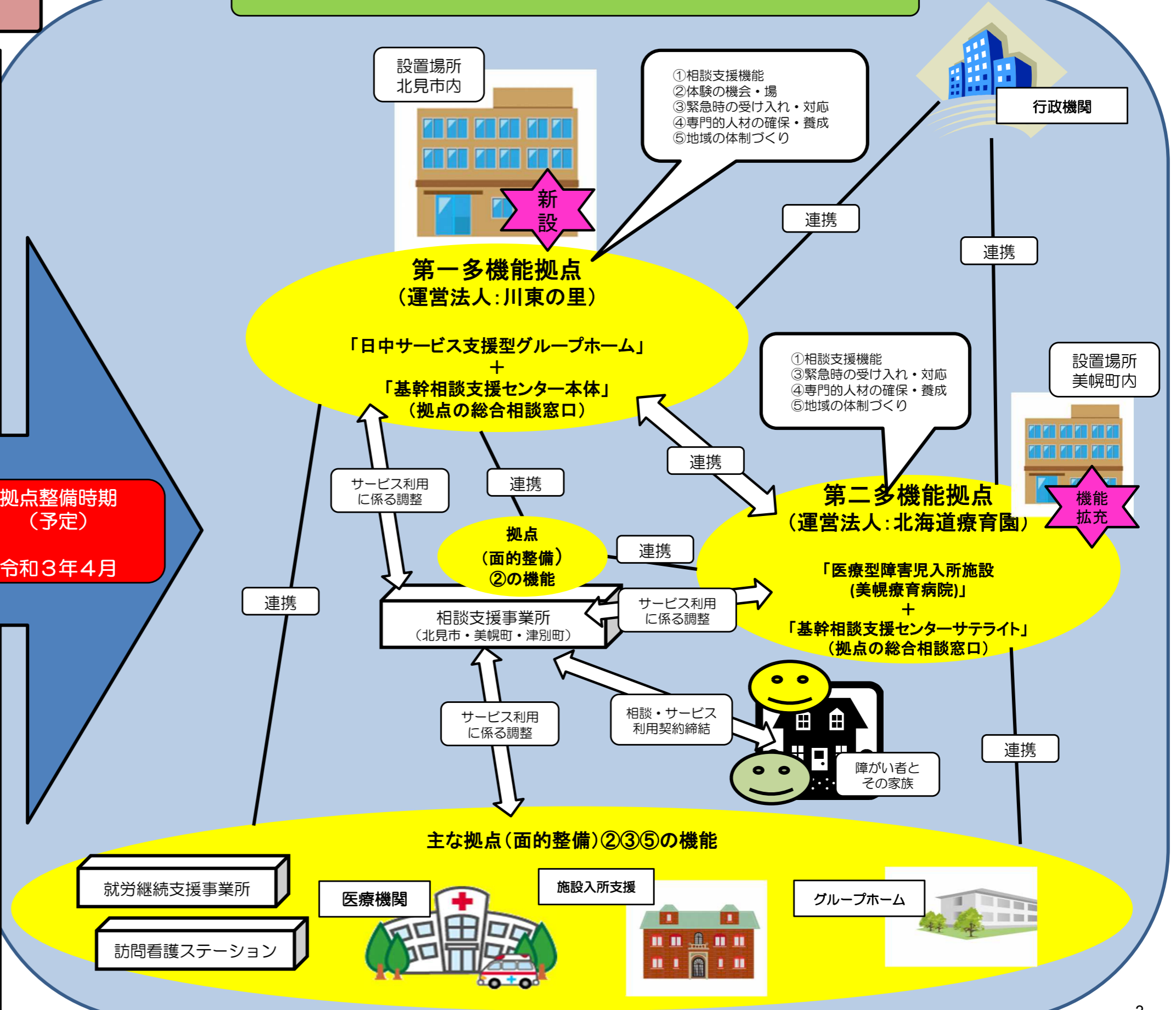
2. 総合相談窓口の新設

- ・総合相談窓口として「基幹相談支援センター」を新たに設置する。
- ・設置目的：地域の支援体制の充実
- ・役割：地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発
- ・設置主体：1市4町
- ・運営形態：複数法人へ委託

拠点整備時期
(予定)

令和3年4月

「北見地域」⇒ 北見市・美幌町・津別町・訓子府町・置戸町



ウ 拠点等整備関連事業（令和2年度より実施）

（千円）

| 機能 | 資源等 | 事業名 | 予算額 | 実施主体 |
|------------------|--|---|--------|---|
| 体験の機会・場の提供 | 結(北見市) ・児童発達支援 ・放課後等デイサービス ・生活介護 | 医療的ケア児(者)受入促進事業 ・看護師の人員配置基準より多く配置している看護師への人件費補助 | 3,660 | 北見市 |
| 専門性の確保 | 北見地方障がい者職親会(北見市) | ○障がい者就労支援事業 ・障害者職業生活相談員(企業配置)及び企業配置型ジョブコーチの養成に係る費用の助成 ・障がい者の就労促進に係るフォーラム開催等 | 620 | 1市4町 負担割合 2割を均等割 5割を障がい者数割 3割を利用者数割 |
| | 美幌療育病院(美幌町) (第2多機能拠点) | ○発達障がい児者支援体制強化事業(発達外来診療医確保事業) ・発達障がいを専門に診れる非常勤医師の確保に係る経費への補助 | 3,983 | |
| | | ○発達支援事業 ・作業療法士1名を確保し、発達に課題を抱える未就学児等の状態を把握し、その保護者や保育所等の職員に対して助言等を実施する。 | 6,500 | |
| 相談支援機能、地域の体制づくり等 | 川東の里(北見市) 日中サービス支援型GH・基幹相談支援センター (第1多機能拠点) | 北見市民間社会福祉施設(障害者支援施設等)整備費補助金 | 19,533 | 北見市 |

エ 地域生活支援拠点等整備の総合相談窓口である基幹相談支援センターの業務

国が拠点等に求める5つの機能について、行政及び相談支援事業所等で構成する「北見地域の地域生活支援拠点等整備検討委員会」等で検討を行い、基幹相談支援センターの業務の概要を以下のとおり予定している。

1 相談

- ・障がい者等のほか、関係機関等への総合的・専門的な相談支援を行う。
- ・障害福祉サービス等の提供内容をはじめとした社会資源の把握を行う。
- ・各指定特定相談支援事業所への助言や困難ケースへの支援を行う。

2 緊急時の受け入れ・対応

- ・緊急時に支援が見込めない人を把握し、1市4町とともに情報を整備する。
- ・障害福祉サービス等提供事業所及び関係機関などと緊急時に速やかに連絡が取れる体制の整備を行う。
- ・短期入所のうち、緊急時の受け入れ枠の把握を行う。

3 体験の機会・場

- ・親元からの自立等にあたって、共同生活援助や日中活動サービス等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する。
- ・障がい者が入居できる住宅及び共同生活援助の空き状況の把握に努める。

4 専門的人材の確保・養成

- ・医療的ケア児等への対応力向上のため、支援員、看護師、相談支援専門員を対象とした研修会を開催する。
- ・権利擁護・虐待の防止の取組として、成年後見制度及び虐待防止等研修会のほか、地域連携をテーマにした研修等を行う。

5 地域の体制づくり

- ・拠点等の運営に当たり、自立支援協議会の連携を基礎とすることから、協議会の事務局を担う。
- ・個別事例の積み重ねを通じて課題を捉え、社会資源等必要な体制の構築を行う。